

令和 7 年 度  
第 7 回  
徳島地方最低賃金審議会  
第 2 回  
特定最低賃金合同専門部会

日 時 令和 8 年 1 月 23 日 (金)  
午後 1 時 30 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室  
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 勞 働 局



## 次 第

1 令和 7 年度の最低賃金審議結果と総括について

2 令和 8 年度の審議予定について

3 その他



## 資料目次

資料番号・資料名	頁
1 第55期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
2 令和7年度徳島地方最低賃金審議会 徳島県最低賃金専門部会委員名簿	3
3 令和7年度徳島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会委員名簿	5
4 最低賃金リーフレット（特定最低賃金）	7
5 地域別最賃・特定最賃（機械・電気・造作材）の改正推移	9
6 令和7年度 地域別・特定（一般機械、電気機械）最低賃金 決定状況	11
7 令和7年度 最低賃金審議日程	13
8 徳島県最低賃金に係る答申文 写し	15
9 特定最低賃金（一般機械器具・電気機械器具）に係る答申文 写し	19
10 令和8年度 最低賃金審議日程（予定）	23
11 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	25
12 賃金引上げの支援策リーフレット（厚生労働省）	27
13 賃上げ促進税制の強化リーフレット	29
14 「取適法」リーフレット	31

<メモ>

第55期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年4月1日

徳島労働局

区分	氏名 (五十音順)	現職
公益代表	いなぐら のりこ 稻倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	たけはら だいすけ 竹原 大輔	弁護士
	だんの さとこ 段野 聰子	徳島大学人と地域共創センター/教授
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	よこい まい 横井 麻衣	パナソニックエナジー労働組合あわ支部書記長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役会長
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和7年4月1日



令和7年度徳島地方最低賃金審議会  
徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (五十音順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稻倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聰子	徳島大学人と地域共創センター教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和7年7月29日

(各側 五十音順)



令和7年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿  
(50音字順)

区分	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	竹原 大輔 たけはら だいすけ	弁護士	稻倉 典子 いなから のりこ	四国大学経営情報学部 准教授
	撫養 佳孝 むや よし たか	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	竹原 大輔 たけはら だいすけ	弁護士
	米澤 和美 よねざわ かずみ	徳島県社会保険労務士会 顧問	段野 聰子 だんの さとこ	徳島大学人と地域共創センター 教授
労働者代表	川口 誠二 かわぐち せいじ	日本労働組合総連合会徳島県連合会 会長	木戸 敬一朗 きど けいいちろう	(株)大真空労働組合 徳島支部 副支部長
	辻 康晴 つじ やすはる	JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合 執行委員長	矢藤 寿浩 やとう としひろ	PHC労働組合徳島地区 執行委員長
	徳永 晶弘 とくなが あきひろ	ジェイテクト労働組合徳島支部 評議委員	横井 麻衣 よこい まい	パナソニックエナジー労働組合 あわ支部書記長
使用者代表	天野 多栄子 あまの たえこ	有限会社天野鉄工所 取締役	久米 智之 くめ ともゆき	株式会社NDK 代表取締役
	森 誠 もり まこと	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	鴻池 義勝 こうのいけ よしかつ	山菱電機株式会社 管理グループ課長
	渡辺 敏江 わたなべ としえ	西精工株式会社 総務部総務課労務係長	五島 寛治 ごとう かんじ	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
任命年月日		令和7年8月8日		

備考: ◎部会長 ○部会長代理



ちゃんとチェック!

## 最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに□

## 徳島県の最低賃金

時間額

令和8年1月1日から

1,046円

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業		<b>徳島県最低賃金が適用されています。</b>	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和8年1月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和8年1月1日

## 業務改善助成金

改定後の徳島県最低賃金額未満（980～1,045円）の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に利用できます。

助成率：最大9割  
上限額：最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

## 賃上げ支援助成金パッケージ

徳島労働局では、賃金引き上げに関する助成金等の支援施策を取りまとめたリーフレット集を作成しています。



具体的な情報は、ホームページ等でご確認を！

厚生労働省HP 徳島労働局HP



## 賃上げ後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



## お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 業務改善助成金センター (Tel 0120-366-440)
- 働き方改革や経営改善に向けた相談先は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



# I 最低賃金はすべての労働者に適用されます

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

## ■ 減額の特例

一般的な労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の①～⑤に該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

# II 最低賃金の対象となる賃金

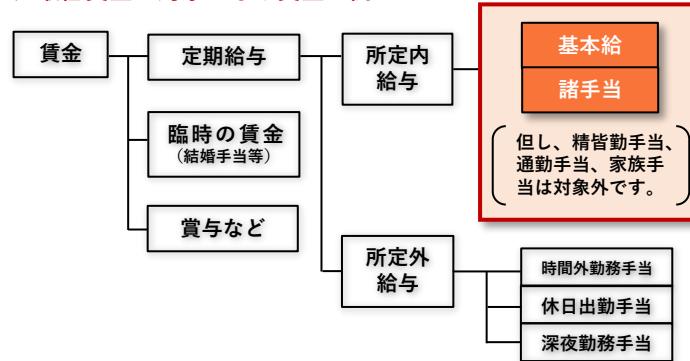


最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したもののが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## ▶ 最低賃金の対象となる賃金の例



# III 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金とともに、時間額のみの表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるにはⅡに記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

## ① 時間給制の場合

時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）

## ② 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

## ③ 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

## ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

## ⑤ 上記①、②、③、④の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制の場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

## 月給制の場合の比較方法の例

徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、

- 1日の所定労働時間 8時間
- 年間所定労働日数 258日
- 年間総所定労働時間 2,064時間  
(8時間×258日)
- 1か月の平均所定労働時間 172時間  
(2,064時間÷12か月)
- 月給 180,000円

上記の例を、時間額に換算し、**徳島県最低賃金額 1,046円（時間額）**と比較すると、

$$\frac{\text{月給 } 180,000\text{円}}{172} = 1,046.51 > 1,046\text{円}$$

となり、この場合は最低賃金額 **以上** となります。

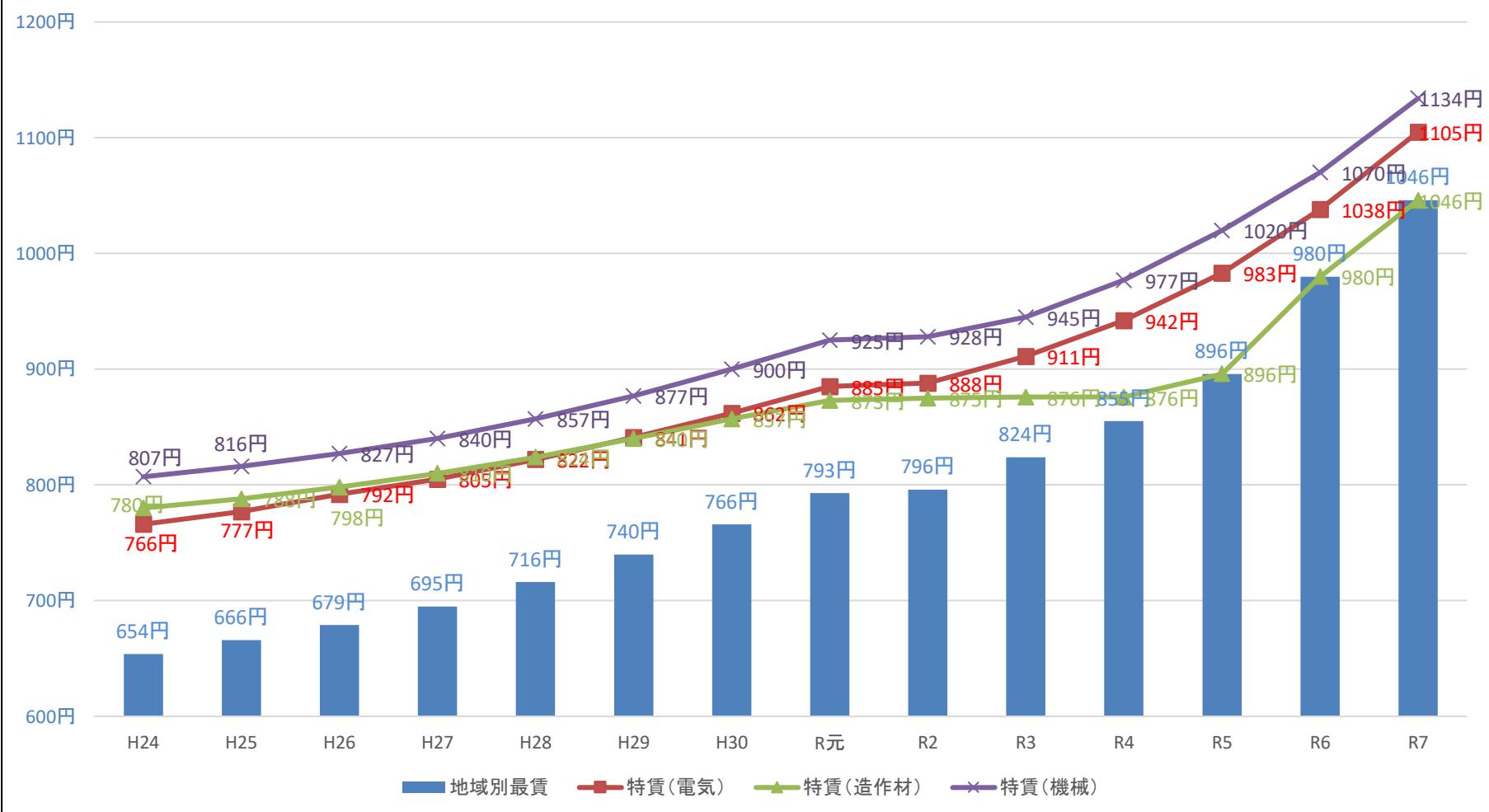


## 地域別最賃・特定最賃(機械・電気・造作材)の改正推移

(平成24年度～令和7年度)

	年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域別最賃	改正後時間額	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円	896円	980円	1046円
	引上額	7円	12円	13円	16円	21円	24円	26円	27円	3円	28円	31円	41円	84円	66円
	引上率	1.08%	1.83%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.51%	3.52%	0.38%	3.52%	3.76%	4.80%	9.38%	6.73%
	目安額	4円	10円	13円	16円	21円	24円	25円	26円	—	28円	30円	40円	50円	63円
	未満率	1.54%	1.22%	1.26%	1.40%	1.34%	2.06%	1.49%	0.97%	1.63%	1.18%	1.92%	1.56%	1.17%	1.98%
特賃(機械)	改正後時間額	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円	1020円	1070円	1134円
	引上額	6円	9円	11円	13円	17円	20円	23円	25円	3円	17円	32円	43円	50円	64円
	引上率	0.75%	1.12%	1.35%	1.57%	2.02%	2.33%	2.62%	2.78%	0.32%	1.83%	3.39%	4.40%	4.90%	5.98%
	未満率	4.41%	9.17%	6.21%	7.40%	7.04%	6.27%	7.47%	7.80%	7.40%	3.81%	2.89%	3.59%	3.27%	3.08%
	影響率	5.30%	9.67%	6.73%	9.82%	9.32%	9.27%	12.00%	11.66%	10.89%	7.69%	8.86%	10.41%	10.63%	10.88%
特賃(電気)	改正後時間額	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円	983円	1038円	1105円
	引上額	7円	11円	15円	13円	17円	19円	21円	23円	3円	23円	31円	41円	55円	67円
	引上率	0.92%	1.44%	1.93%	1.64%	2.11%	2.31%	2.50%	2.67%	0.34%	2.59%	3.40%	4.35%	5.60%	6.45%
	未満率	8.43%	9.46%	8.76%	2.81%	8.86%	12.32%	10.83%	7.89%	4.99%	1.99%	19.71%	8.86%	9.73%	13.34%
	影響率	14.27%	15.62%	22.94%	10.57%	18.95%	23.95%	22.29%	24.09%	9.72%	22.15%	35.69%	41.70%	30.63%	33.87%
特賃(造作材)	改正後時間額	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円	896円	980円	1046円
	引上額	5円	8円	10円	12円	14円	16円	17円	16円	2円	1円	—	—	—	—
	引上率	0.65%	1.03%	1.27%	1.50%	1.73%	1.94%	2.02%	1.87%	0.23%	0.11%	—	—	—	—
	未満率	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	7.77%	11.61%	10.14%	11.19%	3.02%	5.77%	—	—	—	—
	影響率	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	10.68%	17.00%	12.60%	11.89%	3.81%	6.85%	—	—	—	—
特賃の優位性	一般機械	153円	150円	148円	145円	141円	137円	134円	132円	132円	121円	122円	124円	90円	88円
	電気機械	112円	111円	113円	110円	106円	101円	96円	92円	92円	87円	87円	87円	58円	59円
	造作材	126円	122円	119円	115円	108円	100円	91円	80円	79円	52円	21円	—	—	—

## 地域別最賃・特定最賃(機械・電気・造作材)の改正推移



備考	1)算出は小数点以下第3位を四捨五入している。 2)造作材表中の赤字は埋没の為、地域別最賃額を記載。 3)未満率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合。 4)影響率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合。
----	---



## 令和7年度 地域別最低賃金 決定状況

順位	県名	R7 最賃額	引上げ額	引上げ率	ランク	発効日
1	東京	¥1,226	¥63	5.4%	A	2025年10月3日
2	神奈川	¥1,225	¥63	5.4%	A	2025年10月4日
3	大阪	¥1,177	¥63	5.7%	A	2025年10月16日
4	埼玉	¥1,141	¥63	5.8%	A	2025年11月1日
5	千葉	¥1,140	¥64	5.9%	A	2025年10月3日
5	愛知	¥1,140	¥63	5.8%	A	2025年10月18日
7	京都	¥1,122	¥64	6.0%	B	2025年11月21日
8	兵庫	¥1,116	¥64	6.1%	B	2025年10月4日
9	静岡	¥1,097	¥63	6.1%	B	2025年11月1日
10	三重	¥1,087	¥64	6.3%	B	2025年11月21日
11	広島	¥1,085	¥65	6.4%	B	2025年11月1日
12	滋賀	¥1,080	¥63	6.2%	B	2025年10月5日
13	北海道	¥1,075	¥65	6.4%	B	2025年10月4日
14	茨城	¥1,074	¥69	6.9%	B	2025年10月12日
15	栃木	¥1,068	¥64	6.4%	B	2025年10月1日
16	岐阜	¥1,065	¥64	6.4%	B	2025年10月18日
17	群馬	¥1,063	¥78	7.9%	B	2026年3月1日
18	富山	¥1,062	¥64	6.4%	B	2025年10月12日
19	長野	¥1,061	¥63	6.3%	B	2025年10月3日
20	福岡	¥1,057	¥65	6.6%	B	2025年11月16日
21	石川	¥1,054	¥70	7.1%	B	2025年10月8日
22	福井	¥1,053	¥69	7.0%	B	2025年10月8日
23	山梨	¥1,052	¥64	6.5%	B	2025年12月1日
24	奈良	¥1,051	¥65	6.6%	B	2025年11月16日
25	新潟	¥1,050	¥65	6.6%	B	2025年10月2日
26	岡山	¥1,047	¥65	6.6%	B	2025年12月1日
27	徳島	¥1,046	¥66	6.7%	B	2026年1月1日
28	和歌山	¥1,045	¥65	6.6%	B	2025年11月1日
29	山口	¥1,043	¥64	6.5%	B	2025年10月16日
30	宮城	¥1,038	¥65	6.7%	B	2025年10月4日
31	香川	¥1,036	¥66	6.8%	B	2025年10月18日
32	大分	¥1,035	¥81	8.5%	C	2026年1月1日
33	熊本	¥1,034	¥82	8.6%	C	2026年1月1日
34	福島	¥1,033	¥78	8.2%	B	2026年1月1日
34	島根	¥1,033	¥71	7.4%	B	2025年11月17日
34	愛媛	¥1,033	¥77	8.1%	B	2025年12月1日
37	山形	¥1,032	¥77	8.1%	C	2025年12月23日
38	岩手	¥1,031	¥79	8.3%	C	2025年12月1日
38	秋田	¥1,031	¥80	8.4%	C	2026年3月31日
38	長崎	¥1,031	¥78	8.2%	C	2025年12月1日
41	鳥取	¥1,030	¥73	7.6%	C	2025年10月4日
41	佐賀	¥1,030	¥74	7.7%	C	2025年11月21日
43	青森	¥1,029	¥76	8.0%	C	2025年11月21日
44	鹿児島	¥1,026	¥73	7.7%	C	2025年11月1日
45	高知	¥1,023	¥71	7.5%	C	2025年12月1日
45	宮崎	¥1,023	¥71	7.5%	C	2025年11月16日
45	沖縄	¥1,023	¥71	7.5%	C	2025年12月1日
全国加重平均		¥1,121	¥66	6.3%	—	—

## 令和7年度 特定最低賃金（一般機械） 決定状況

順位	県名	R7特賃額	引上げ額	引上げ率	地賃額	発効日
1	大阪府	¥1,197	¥70	6.2%	¥1,177	2025年12月1日
2	香川県	¥1,158	¥66	6.0%	¥1,036	2025年12月15日
3	兵庫県	¥1,150	¥63	5.8%	¥1,116	2025年12月1日
4	島根県	¥1,134	¥66	6.2%	¥1,033	2025年12月19日
4	徳島県	¥1,134	¥64	6.0%	¥1,046	2026年1月1日
6	静岡県	¥1,133	¥60	5.6%	¥1,097	2025年12月21日
7	群馬県	¥1,120	¥64	6.1%	¥1,063	2026年1月1日
8	滋賀県	¥1,114	¥54	5.1%	¥1,080	2025年12月28日
8	愛媛県	¥1,114	¥65	6.2%	¥1,033	2025年12月25日
10	茨城県	¥1,105	¥50	4.7%	¥1,074	2026年3月1日
11	長野県	¥1,105	¥62	5.9%	¥1,061	2025年12月28日
12	岡山県	¥1,103	¥49	4.6%	¥1,047	2026年1月17日
12	山形県	¥1,070	¥58	5.7%	¥1,032	2025年12月23日
14	栃木県	¥1,070	¥15	1.4%	¥1,068	2025年12月31日

## 令和7年度 特定最低賃金（電気機械） 決定状況

順位	県名	R7特賃額	引上げ額	引上げ率	地賃額	発効日
1	大阪府	¥1,197	¥70	6.2%	¥1,177	2025年12月4日
2	千葉県	¥1,169	¥64	5.8%	¥1,140	2025年12月25日
3	埼玉県	¥1,168	¥63	5.7%	¥1,141	2025年12月1日
4	福岡県	¥1,137	¥66	6.2%	¥1,057	2025年12月10日
5	京都府	¥1,136	¥62	5.8%	¥1,122	2026年1月24日
6	群馬県	¥1,120	¥64	6.1%	¥1,063	2026年1月1日
7	兵庫県	¥1,117	¥64	6.1%	¥1,116	2025年12月1日
8	北海道	¥1,116	¥67	6.4%	¥1,075	2025年12月1日
9	広島県	¥1,110	¥65	6.2%	¥1,085	2025年12月31日
10	愛媛県	¥1,107	¥69	6.6%	¥1,033	2025年12月25日
11	栃木県	¥1,105	¥49	4.6%	¥1,068	2025年12月31日
11	徳島県	¥1,105	¥67	6.5%	¥1,046	2026年1月1日
13	山梨県	¥1,100	¥53	5.1%	¥1,052	2026年2月15日
13	岡山県	¥1,090	¥65	6.3%	¥1,047	2026年1月4日
15	香川県	¥1,090	¥60	5.8%	¥1,036	2025年12月28日
16	宮城県	¥1,077	¥65	6.4%	¥1,038	2025年12月15日
17	大分県	¥1,066	¥70	7.0%	¥1,035	2025年12月25日
18	石川県	¥1,064	¥56	5.6%	¥1,054	2025年12月31日
19	熊本県	¥1,063	¥67	6.7%	¥1,034	2026年1月1日
20	島根県	¥1,058	¥71	7.2%	¥1,033	2025年12月14日
21	山形県	¥1,055	¥59	5.9%	¥1,032	2025年12月23日
22	青森県	¥1,045	¥77	8.0%	¥1,029	2025年12月21日
23	岩手県	¥1,039	¥64	6.6%	¥1,031	2026年1月15日
24	秋田県	¥1,032	¥74	7.7%	¥1,031	2026年3月31日

※ 特賃を設定していない若しくは埋没している場合は除外しています。

  : 審議中の為、未定

発効日赤字 : 越年発効

## 令和7年度 最低賃金審議日程

日付	本審	本審以外	特定最賃	公示等
1月			特賃に係る適用事業者数、労働者数確定	
3/4	火		特賃(機械・電気)改正の意向表明受付	
6/6	金	公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)		
6/27	金	第1回本審 (9:30～四国大学交流プラザ) 会長・会長代理選出、日程調整	第1回あり方検討小委員会 (10:30～四国大学交流プラザ) 公開に関する検討、実地視察検討	
6月			特賃改正の申出書受付 (電気6/18、機械6/26)	
7/11		<b>中賃諮詢</b>		
7/17	木	第2回本審 (10:00～四国大学交流プラザ) 地賃諮詢、特賃必要性諮詢		地賃専門部会委員推薦公示 地賃改正に係る意見聴取の公示 特定最賃専門部会委員推薦公示
7/24	木		実地視察(小売:100人以上) 地賃対象	
8/4	月	<b>中賃目安答申</b>		
8/4	木	第3回本審(9:00～) 意見陳述・聴取意見伝達 関係資料説明		
8/21	木	第4回本審(9:00～)(15:00～) 中賃目安伝達 特賃必要性答申(特賃金額改正諮詢)	第1回地賃専門部会(10:00～) 部会長・部会長代理選出、金額審議	第1回特賃合同専門部会(13:30～) 必要性審議、答申、審議日程調整 特賃改正に係る意見聴取の公示
8/28	木		第2回地賃専門部会(13:00～) 金額審議、部会報告	
8/29	金		第3回地賃専門部会(9:30～) 金額審議、部会報告	
9/1	月	第5回本審(10:00～) 地賃答申	第4回地賃専門部会(9:00～) 金額審議、部会報告	地賃要旨公示(異議)
9/16	火			地賃異議申出締切日
9/17	水	第6回本審 地賃異議審		
9/30	火		第2回特賃専門部会(一般機械) (13:30～) 金額審議	
10/3	金		第3回特賃専門部会(一般機械) (13:30～)結審・答申 第2回専門部会(電気機械) (15:30～)金額審議	特賃(機械)要旨公示(異議)
10/10	金			地賃 官報公示
10/16	木		第3回特賃専門部会(電気機械) (15:00～)金額審議	
10/20	月			特賃(機械)異議申出締切日
10/22	水		第4回専門部会(電気機械) (13:30～)結審・答申	特賃(電気)要旨公示(異議)
11/4	火			特賃(機械)官報公示日
11/6	木			特賃(電気)異議申出締切日
11/20	木			特賃(電気)官報公示日
1/1	木	<b>地賃、特賃(機械・電気)発効日</b>		
1/23		第7回本審	第2回特定最賃合同専門部会	



写

令和7年9月1日

徳島労働局長  
亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聰子

### 徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付け徳労発基0717第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額896円）は令和5年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、県内は中小企業・小規模事業者が大半を占める状況にあり、原材料価格の高騰や最低賃金額の上昇に伴う労務費等、事業運営コストが年々上昇する中、十分な価格転嫁が困難な状況も踏まえ、以下の事項について政府等に対し、なお一層の取組を強く要望する。

- ① 中小企業・小規模事業者に対するヒアリング等を行い、必要な支援についてきめ細やかに把握した上で、長期的な視点に立って、生産性の向上を始めとした経営環境の改善、もって賃金引上げに資する継続的な支援を行うこと。
- ② 労務費などの上昇を適正に価格転嫁できるよう、必要な施策を講ずること。  
特に、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、当該施策を講ずるに当たっては、消費者に対して転嫁に理解を求めていくことも配意すること。

おって、最低賃金の改正審議において「通常の事業の賃金支払能力」の検討を行うに当たり、特に、中小企業・小規模事業者の当該能力の把握に資するデータが十分でないと考えられることから、整備を行うとともに、都道府県別の当該データを各地方最低賃金審議会に提供するよう、併せて要望する。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
　　徳島県の区域
- 2 適用する使用者  
　　前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
　　前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
　　1 時間 1,046 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
　　令和 8 年 1 月 1 日

## 徳島県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 896 円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和5年度

- (3) 生活保護水準（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,568円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

896円（徳島県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（注）=125,670円

（注） 令和5年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率



(写)

令和 7 年 10 月 3 日

徳島労働局長  
亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聰子

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 21 日付け徳労発基 0821 第 1 号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した  
ので答申する。

## 別紙

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

徳島県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（メリヤス針製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

　ロ　玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,134円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和8年1月1日



令和 7 年 10 月 22 日

徳島労働局長  
亀 井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聰子

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 21 日付け徳労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した  
ので答申する。

## 別紙

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

徳島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,105円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

## 令和8年度 最低賃金審議日程(予定)

日付	本審	本審以外	特定最賃	公示等
1月				特賃に係る適用事業者数、労働者数確定
3月	上旬		特賃改正の意向表明受付	
6月	上旬	公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)		
6月	中旬		特賃改正の申出書受付	
6月	下旬	<b>中賃諮問(予定)</b>		
6月	下旬	第1回本審 地賃諮問、特賃必要性諮問、日程調整	第1回あり方検討小委員会 審議運営方針、実地視察対象の検討等	地賃専門部会委員推薦公示 地賃改正に係る意見聴取の公示 特定最賃専門部会委員推薦公示
7月	中旬		実地視察(地賃対象の場合)	
7月	下旬	<b>中賃目安答申(予定)</b>		
7月	下旬	第2回本審 中賃目安伝達、意見陳述、聴取意見伝達、関係資料説明	第1回地賃専門部会(本審終了後) 金額審議	
8月	上旬		第2回地賃専門部会 金額審議	
8月	上旬	第3回本審(専門部会終了後) 地賃答申	第3回地賃専門部会 金額審議、部会報告	地賃要旨公示(異議)
8月	中～下旬			地賃異議申出締切日 (要旨公示後15日経過)
8月	下旬	第4回本審 特賃必要性答申 特賃金額改正諮問	第1回特賃合同専門部会 必要性審議、答申、審議日程調整	特賃改正に係る意見聴取の公示
8月	下旬	第5回本審 地賃異議審		
9/1	火			地賃 官報公示
9月	中旬		実地視察(特賃対象の場合)	
9月	下旬			
10/1	木	<b>地賃発効日</b>		9月下旬～10月中旬 第2回～4回特賃専門部会(各業種) 金額審議、結審・答申
10月	中旬			特賃要旨公示(異議)
11/6	金			特賃異議申出締切日 (要旨公示後15日経過)
11/20	金			特賃官報公示日
12/21	月		<b>特賃発効日</b>	
12月	下旬	第6回本審	第2回特定最賃合同専門部会	



## 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和8年1月  
徳島労働局労働基準部賃金室

産業名	適用使用者数	産業従事労働者数(人)※1 (特定最低賃金適用労働者数(人))※2
造作材・合板・建築用組立材料製造業	29	706 (706)
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	154	4, 107 (3, 754)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	32	10, 353 (10, 273)

※1 産業従事労働者数は、令和3年経済センサスを基礎資料としている。

※2 特定最低賃金適用労働者数(カッコ内)については、産業従事労働者数から「令和7年最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき推計した適用除外労働者数を減じた人数で、各産業別最低賃金の適用労働者数にあたる。



事業主の皆さんへ

# 賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

### NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の 賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

助成上限額		
コース区分	基本 部分	賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～ 550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～ 200万円	6～ 360万円 (※2)
勤務間インターバル導入コース	50～ 120万円	

### 活用のポイント 労働時間削減等の取組

### (賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

# 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

**活用例** 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。



## 職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

**活用例** 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



## 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

# より高い待遇への労働移動等への支援

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package_00007.html)



(R 7.10)



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃上げに取り組む経営者の皆様へ  
～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

## 賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

### 必須要件（賃上げ要件）

### 上乗せ要件① 教育訓練費※2

### 上乗せ要件②（新設） 子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	15 %
+ 5 %（新設）	20 %
+ 7 %（新設）	25 %

中小企業  
も活用可能！

前年度比 + 10 %  
⇒ 税額控除率を  
5 %上乗せ

プラチナくるみん  
or  
プラチナえるぼし  
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業  
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5  
(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	10 %
+ 4 %	25 %

前年度比 + 10 %  
⇒ 税額控除率を  
5 %上乗せ

プラチナくるみん  
or  
えるぼし三段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は  
従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	15 %
+ 2. 5 %	30 %

前年度比 + 5 %  
⇒ 税額控除率を  
10 %上乗せ

くるみん以上  
or  
えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越し**が可能※6（新設）  
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

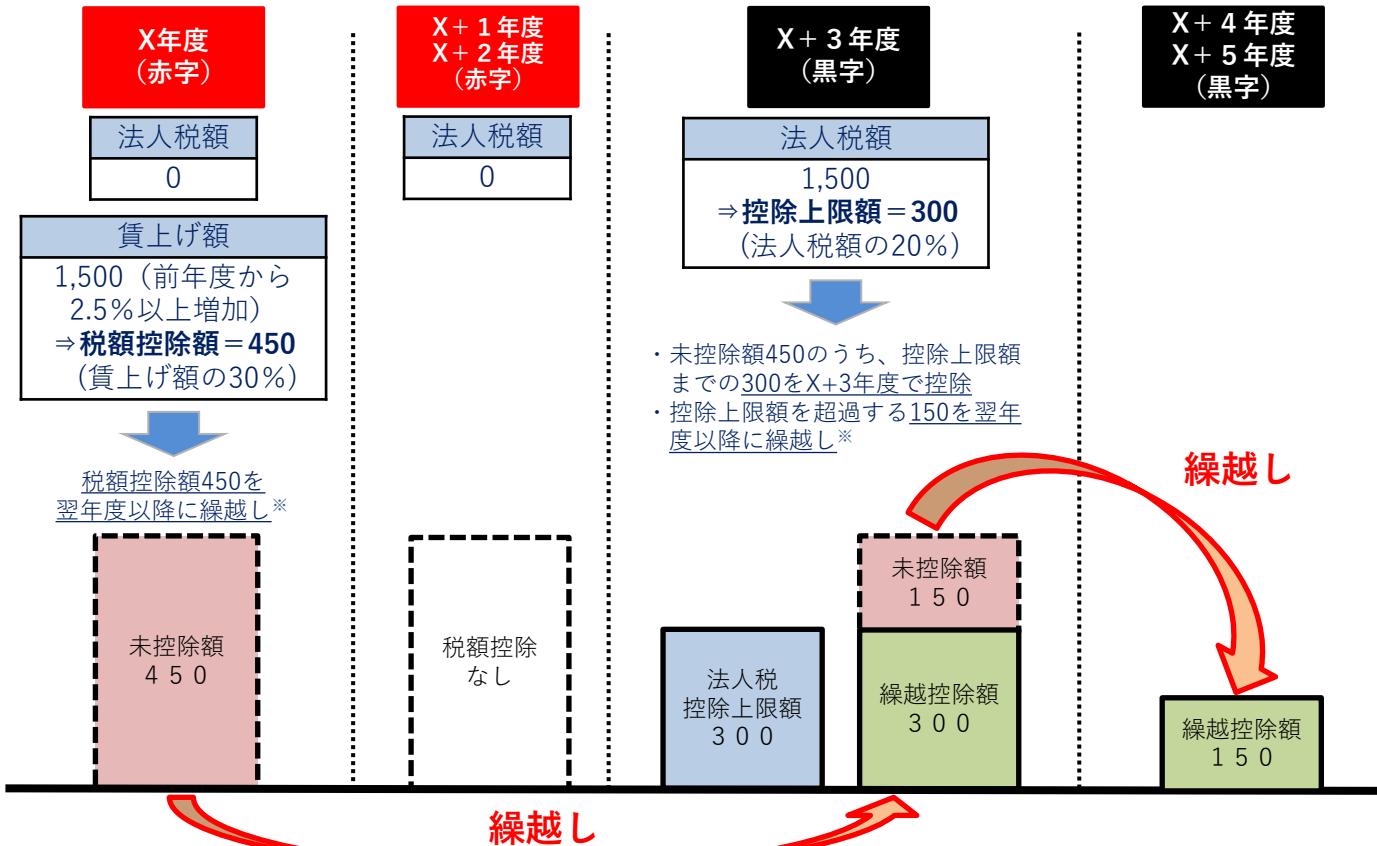
※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け  
中堅企業向け  
中小企業向け  
はこちら



# 繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



\*未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

## 用語の説明

### ・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

### ・継続雇用者の給与等支給額【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

### ・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

### ・子育てとの両立・女性活躍支援

「プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。」

プラチナくるみん認定  
くるみん認定  
はこちら



→ プラチナえるぼし認定  
えるぼし認定  
はこちら



### ・中小企業者等【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

#### (1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

##### ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

（ただし、以下の法人は対象外）

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

##### ②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

#### (2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

# 2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

## 改正事項

### 法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

### 適用対象の拡大

#### ● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

#### ● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

### 禁止行為の追加

#### ● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

#### ● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

### 面的執行の強化

#### ● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

### その他

#### ● 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

● 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

# 取適法の概要

## 適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

### 対象取引

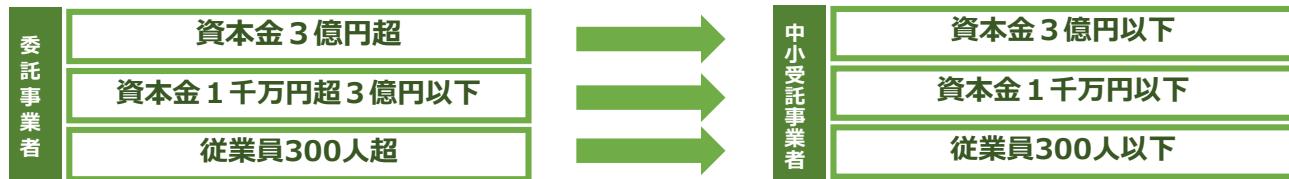
### 取引の内容

### 資本金/従業員基準



（いずれかの基準に該当すれば適用対象）

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る）



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）



## 義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、  
32公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

